

【鹿児島県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>避難勧告等の発表基準は、市町村地域防災計画において具体的な雨量や河川の水位などによって定められている。一方、特別警報は「数十年に一度」という曖昧な基準であり、避難指示等の具体的な基準として位置づけることは難しく、反映しにくいと考えられる。特別警報の発表の具体的な基準を提示する必要があると考える。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>大雨警報等が発表されている市町村のうち、1市町村でも特別警報が発表されれば、すべての市町村は、特別警報に切り替わるが、実際には雨量が避難指示等の基準に満たない市町村でも、避難指示等を発令しなければならないのではないかと、判断に迷いを生じさせる場合が考えられるため、正確な判断のためにも、発表範囲の細分化を検討いただきたい。 (特別警報発表後、記録的大雨に関する気象情報を発表することとなっているが、対象とならない市町村においては、避難指示等を発令しないことへの住民からの問い合わせや苦情も考えられる。)</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていること想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。 鹿児島県では、名瀬測候所が奄美地方の警報等の発表官署となっていることから、奄美地方(奄美群島・トカラ列島)については、県本土と種子島・屋久島地方とは別に、判断・発表させていただきます。</p>
<p>特別警報の内容及び発表された場合における防災体制について、県や市町村が住民へ説明する場面が出てくると思われる。その際、「数十年に一度」という曖昧な基準では、住民が正しく理解することが難しく、また伊勢湾台風級や、新潟・福島豪雨級という他県の災害はイメージすることが困難であり、理解を得ることは難しいと思われる。そのためにも本県における過去の該当する例や該当しない例、さらにその理由を複数示していただきたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。 また、鹿児島県内の大雨や台風で指標を満たす事例につきましては、県の防災担当部局や市町村に対して地方気象台が説明会を開催しご説明させていただいております。</p>
<p>(大雨に関して)本基準がどの程度の危険度を意味しているのかわからないため、河川管理者として、実務上、本警報が発表された場合の具体的な対応が不明である。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのかご理解いただいた上で、対応をご検討いただきたいと思います。</p>
<p>特別警報の基準については、「気象現象等に関する科学的・客観的観点から定まるものではなく、基準を定める区域において想定される重大な災害やその発生の蓋然性を踏まえ設定する」とのことであるが、自治体や住民が当警報の趣旨を理解し、避難体制等の適切な対応を図るためには、具体的な基準(雨量、過去における対象事例、発表頻度など)を提示することが有効であると考えられる。 (平成25年度防災気象連絡会(H25.5.17開催)において、平成18年北薩豪雨や平成23年奄美豪雨災害は特別警報の対象とならず、平成5年8月豪雨災害は対象となることであったが、当警報のイメージが分かりにくい。)</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>当警報の発令対象となる事例については、数日から1週間程度(長い事例では1ヶ月間)の長期的期間が対象となっているが、発令から解除までのタイミングの考え方を教示していただきたい。</p>	<p>大雨で指標を満たす主な災害事例で示しております期間については、複数の県をまたいで広範囲で発生した大雨の終始日を示しています。この期間中すべて鹿児島県に特別警報が発表されることはありません。たとえば「平成18年7月豪雨」では7月23日が鹿児島県内で判断の指標を満たし特別警報発表の対象となります。 また、可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において事前に言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>

【鹿児島県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>当警報の発令範囲については、各気象台管轄ごととなっているが、本県は多くの離島を抱えており、地域特性を考慮し、発令範囲の細分化の検討ができないか。(大雨警報が発令されている市町村のうち、1市町村でも特別警報が発令されれば、大雨警報が発令されているすべての市町村は、特別警報に切り替わる運用としているため)</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。 鹿児島県では、名瀬測候所が奄美地方の警報等の発表官署となっていることから、奄美地方(奄美群島・トカラ列島)については、県本土と種子島・屋久島地方とは別に、判断・発表させていただきます。</p>
<p>「特別警報」の新たな設置が、従来の大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒情報の基準を緩和するものではない旨の十分な周知を改めて依頼したい。</p>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>